

**第1章 総則**

第1条 (名称) 本会は、『市津剣友会』と称し、事務所を本会役員方におく。

第2条 (組織) 本会は、市原市在住者または本会に関係ある剣道愛好者をもって会員とし、組織する。  
本会は、幼少年部と高齢部《市津白秋の通いの場の会 (略称：市津白秋会)》を下部組織とする。

**第2章 目的及び事業**

第3条 (目的) 本会は、剣道を通じ自らの心身の健全促進と会員相互の親睦をはかるとことを目的とする。

第4条 (事業) 本会は、次の事業を行う。

- ・本会員は、1年を通して、正しい基本を身につけ、各段階において必要とされている技能及び知識を学習し、自己の心身鍛錬を目的として稽古を行う。
- ・本会会員は、千錬会会員として千錬会師範の指導を受けるものとする。
- ・本会は、地域の幼少年の剣道指導を行う。
- ・本会は、会員相互の親睦を深めるための各種行事を行う。

**第3章 運営**

第5条 (役員) 本会は、次の役員を置く。

- ・会長：1名、副会長：2名、幹事：若干名、会計：2名、監事：2名
- ・役員は総会において選出する。
- ・会長の推薦により、師範及び顧問を置くことが出来る。

第6条 (役員の職務) 役員の職務は次の通りとする。

- ・会長は、本会を代表し会務を総括する。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- ・幹事は、会務を執行する。
- ・会計は、出納を行う。
- ・監事は、本会の出納を状況を監査する。

第7条 (任期) 任期は、1年とする。但し、再選は妨げない。

第8条 (運営費) 入会金及び月謝は必要としないが、会員は、運営費として、月千円を納入するものとする。半期ごと(5・10月)に納めることとする。なお、会費は月単位とし入退会時に本人申出により清算する。但し、賛助会員及び学生会員は3千円(年間)とし5月に一括納入し返金は行わない。賛助会員は、市津剣及び千錬会稽古参加限定会員とし第9条は該当しないものとする。

第9条 (経費) 本会の収入金は、次の経費に充てるものとする。

- ・本会主催行事に要する経費。
- ・記念品(代)、見舞金、弔慰金及び花輪代、慶祝金。  
ア 会員が次の各号に該当するときは、次に規定する見舞金又は記念品を贈呈する。  
但し、3については役員会において決定した金額とする。

- 1 病気(入院5日以上を要する疾病)したとき。・・・5,000円
- 2 会員が死亡したとき。・・・花輪1基及び10,000円
- 3 会員が非常災害にあったとき。

イ 会員の家族が、次の各号に該当するときは弔慰金を支出する。

- 1 会員の配偶者が死亡したとき。・・・10,000円
- 2 会員の子供が死亡したとき。・・・10,000円

ウ 会員が各号に該当するときは、記念品を贈呈する。

- 1 会員の昇段 [初～三⇒木刀、四～五段⇒竹刀袋、六段⇒剣道着、七段⇒袴、八段は要検討とし、相当の記念品又は相当額を贈呈する]
- 2 その他役員が必要と認めた時。

- ・本会の代表として、各種行事等に参加する場合の諸費用

第10条 (返礼) 会員が見舞金、記念品等を受けたときは、返礼をしない。

第11条 (会計年度) 本会の年度は、4月1日より3月31日までとする。

**第4章 総会**

第12条 (総会) 総会は、年1回開催する。

但し、会長が必要と認める場合は臨時に開催出来るものとする。

第13条 (決算及び事業報告) 決算及び事業報告は、総会時に行うものとする。

第14条 (会則の変更) 本会則を変更する場合は、会員の2/3以上の同意を得るものとする。